

総政企第333号

平成18年8月4日

統計審議会会長

美添泰人 殿

総務大臣臨時代理

国 務 大 臣 中馬 弘毅

諮問第311号

平成19年に実施される国民生活基礎調査の計画について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「平成19年国民生活基礎調査の実施計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

#### 理 由

厚生労働省は、平成19年に実施を予定している国民生活基礎調査（指定統計第116号を作成するための調査）について、保健、医療、福祉、年金、就業、介護、所得等の国民生活の実態をよりの確に把握するとともに、調査の円滑な実施を確保するため、別添のとおり、調査事項、調査方法等の見直しを行った上で実施することを計画している。

今回の調査計画については、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から検討する必要がある。